千葉県知事選挙

一票に 夢のせ 意志のせ 思いのせ

千葉県知事選挙が3月17日㈰に予定されています。選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

市内で投票できる人は

○日本国民で平成5年3月18日までに生まれた人

○平成24年11月27日までに成田市に住民記録があり(転入の場合は、同日までに転入届を提出)、引き続き千葉県内の市町村に住んでいる人(県内のほかの市町村に転出した人は、市町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」を提示してください。県外に転出した人は投票できません)

○成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人

投票日に用事のある人は期日前投票を

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

期間＝3月1日㈮～16日㈯

時間＝午前8時30分～午後8時

会場＝市役所4階期日前投票所、保健福祉館下総分館(下総支所)1階期日前投票所、大栄支所1階期日前投票所

病院や老人ホームなどに入所中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票ができます。

市外に滞在中の人は不在者投票を

仕事や旅行などで市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

障がいのある人は郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができます。

投票できる人

①身体障害者手帳を持っている人

○両下肢・体幹または移動機能の障がいが1級または2級の人

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がいが1級または3級の人

○免疫・肝臓の障がいが1～3級の人

○両下肢などの障がいが右記の程度に当てはまることについて知事が証明した人

②戦傷病者手帳を持っている人

○両下肢または体幹の障がいが特別項症から第2項症までの人

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓の障がいが特別項症から第3項症までの人

○両下肢などの障がいが右記の程度に当てはまることについて知事が証明した人

③介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人

申請の手続き

申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので早めに手続きしてください。

①申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請します(申請手続きは代理の人で可)

②後日「郵便等投票証明書」が郵便などで自宅に送付されます

代理記載制度

郵便などによる不在者投票ができる人で、次の要件に当てはまる人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する代理記載をさせることができます。

①身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人

②戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」と記載されている人

即日開票されます

開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。投票日には市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp)でも、投票・開票の速報を掲示しています。

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111 内線3152)へ。